田原市合宿宿泊費助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内で宿泊を伴う合宿を行う団体に対して田原市合宿宿泊費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市内への宿泊を誘発し、もって観光需要等による新たな消費喚起を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

(1) 団体　市外に在住するものを主たる構成員とし、スポーツ活動又は文化活動を行うアマチュア団体であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　学生クラブ

小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等に所属する児童、生徒又は学生（以下「学生等」という。）並びに指導者（引率教員や有資格者等）で構成される団体

イ　社会人クラブ

企業、団体等に所属する者で構成されるクラブ、サークルその他これらに類する団体

(2) 合宿　団体が宿泊施設に宿泊し、スポーツ活動又は文化活動の練習若しくは研修を行うことをいう。

(3) 宿泊施設　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。

(4) 宿泊費用　宿泊施設が団体を宿泊させるに当たり、部屋使用料、寝具使用料及び賃貸料、室内清掃費、寝具等クリーニング代、光熱水費、食材料費、入湯税、消費税及び地方消費税その他宿泊に要する費用を包括した宿

泊する者１人につき１泊当たりの宿泊料として設定した価格で、団体が宿泊施設に支払うべき費用をいう。

（助成対象）

第３条　助成の対象となる団体（以下「助成対象団体」という。）は、市内で合宿を行う団体で､次の各号のいずれにも該当する合宿を実施するものとする。

(1) 市内の宿泊施設を利用していること。

(2) １回の合宿における延べ宿泊数(学生クラブにおいては学生等と指導者、企業等クラブにおいては参加者の人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）が１５泊以上であること。ただし、市内在住者がいる場合は、その者に係る宿泊日数は除くものとする。

(3) 単に大会やイベントに参加することを目的としたものでないこと。

(4) 国又は県その他地方公共団体から同種の補助金等を受けていないこと。

(5) 営利目的でないこと。

(6) 政治的又は宗教的活動を目的としないこと。

２　同一団体が２か所以上に分かれて宿泊する場合において、合宿の目的及び活動内容が同一であるときは、延べ宿泊数は、当該団体の各宿泊施設における宿泊数を合算して得た日数とする。

（助成の対象となる費用）

第４条　助成の対象となる費用は、宿泊費用のみとする。

２　指導者に係る宿泊費については、５人分を上限として助成の対象とする。

３　前項の規定にかかわらず、当該者が指導者であることを証する書類を提出し、市長が適当と認めたときは、５人を超える指導者に係る宿泊費を助成の対象とすることができる。

（助成金額及び限度額）

第５条　交付すべき助成金の額（以下「助成金額」という。）は、市内に宿泊し

た延べ宿泊数（市内に在住する者がいる場合は、その者にかかる宿泊数を延べ宿泊数から除いた宿泊数）に１泊当たり１，０００円を乗じて得た額と市内に宿泊した宿泊費用のうち、いずれか少ない額とする。

２　同一助成対象団体が受けられる助成金額は、同一年度内において１回かつ２０万円を限度とし、予算の範囲内において交付するものとする。

（助成金交付申請）

第６条　助成金の交付申請をしようとする団体は、田原市合宿宿泊費助成金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添え、合宿開始日の１４日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、この限りではない。

(1) 合宿計画書（様式第２号）

(2) 合宿参加者名簿（様式第３号）

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。この場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、その決定の内容を田原市合宿宿泊費助成金交付決定通知書（様式第４号）により当該交付の決定を受けた団体（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

（変更承認申請）

第８条　助成事業者は、前条の規定による助成金の交付の決定に係る事業（以下「助成事業」という。）の内容の変更又は中止若しくは廃止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、速やかに田原市合宿宿泊費助成金変更等承

認申請書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額の２割を超えない減額及び合宿内容等の軽微な変更については、この限りではない。

(1) 合宿変更計画書（様式第６号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更承認決定及び通知）

第９条　市長は､前条に規定する申請書を受理した場合は､その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の変更等を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により助成金の変更等を決定したときは、その決定の内容を田原市合宿宿泊費助成金変更等承認通知書（様式第７号）により当該助成事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第１０条　助成事業者は、助成事業が終了した日から起算して２０日を超えない日又は合宿終了日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、田原市合宿宿泊費助成金実績報告書（様式第８号）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 合宿実施報告書（様式第９号）

(2) 宿泊証明書（様式第１０号）

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金額の確定及び通知）

第１１条　市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金額を確定するものとする。

２ 市長は、前項の規定により助成金額を確定したときは、その旨を田原市合宿宿泊費助成金確定通知書（様式第１１号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第１２条　助成事業者は、助成金の請求をしようとするときは、確定通知書受領後速やかに田原市合宿宿泊費助成金請求書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、助成金を交付するに当たり、金融機関等口座に振り込む場合の振込先口座については、助成事業者が指定した当該助成事業者又はその構成員が名義人の振込先口座に振り込むものとする。

（助成金交付決定の取消し及び返還）

第１３条　市長は、助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 合宿を実施しなかったとき又は延べ宿泊数が１５泊に達しなかったとき。

(2) 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 助成金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(4) 前３項に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき。

（遅延利息）

第１４条　助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１４.６％の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

２　市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めのない事項については、田原市補助金交付要綱（昭和５１年４月１日施行）の定めるところによる。

２　この要綱及び田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年８月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１３条及び第１４条の規定は、この要綱の失効後も、なお効力を有する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、平成３１年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に改正前の田原市合宿宿泊費助成金交付要綱の規定に基づき作成されている様式の用紙は、改正後の田原市合宿宿泊費助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和８年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の改正後の第３条第１項第２号並びに第４条第２項及び第３項並びに第５条第２項の規定は、令和８年４月１日以降の宿泊に係る助成から適用する。

様式第１号（第６条関係）

田原市合宿宿泊費助成金交付申請書

年　　月　　日

田原市長　　殿

団体住所
団体名
代表者氏名
電話番号

田原市合宿宿泊費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

１　助成金交付申請額　　円

（本年度助成金交付済額　　円）

２　合宿実施期間

年　　月　　日（　）から　　年　　月　　日（　）まで

３　合宿目的
次の項目を確認し、チェックをいれてください。
本合宿は営利目的ではありません　□

４　添付書類
（１）合宿計画書（様式第２号）
（２）合宿参加者名簿（様式第３号）
（３）その他関係書類

様式第２号（第６条関係）

合宿計画書

１　学校、企業等に関すること。

（１）　団体住所

（２）　団体名（学校、企業等の名称及び部、クラブ等の名称）

（３）　合宿の趣旨、概要等

（４）　宿泊期間
　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日（　　泊　　日）　　人

（５）　合宿参加人数
　　人　　（うち市外在住者　　人）

（６）　延べ宿泊数（宿泊日数×合宿参加人数）
　　泊　　（うち市外在住者に係るもの　　泊）

（７）　宿泊費用
　　円　　（うち市外在住者に係るもの　　円）

（８）　代表者連絡先
　　住所
　　氏名
　　電話番号等
　　メールアドレス

２　宿泊先に関すること。

（１）　住所　愛知県田原市

（２）　名称

３　合宿時に使用する施設名

様式第３号（第６条関係）

合　宿　参　加　者　名　簿

団　体　名				
	氏　　名	住　　所 （市区町村名まで）	指導者、学生等の区分	宿泊期間　（泊数）
1				月　日　～　月　日（　泊）
2				月　日　～　月　日（　泊）
3				月　日　～　月　日（　泊）
4				月　日　～　月　日（　泊）
5				月　日　～　月　日（　泊）
6				月　日　～　月　日（　泊）
7				月　日　～　月　日（　泊）
8				月　日　～　月　日（　泊）
9				月　日　～　月　日（　泊）
10				月　日　～　月　日（　泊）
11				月　日　～　月　日（　泊）
12				月　日　～　月　日（　泊）
13				月　日　～　月　日（　泊）
14				月　日　～　月　日（　泊）
15				月　日　～　月　日（　泊）
16				月　日　～　月　日（　泊）
17				月　日　～　月　日（　泊）
18				月　日　～　月　日（　泊）
19				月　日　～　月　日（　泊）
20				月　日　～　月　日（　泊）

※宿泊期間が全員同一の場合は、宿泊期間欄の 1 行目のみ期間を記入してください。

様式第４号（第７条関係）

田原市合宿宿泊費助成金交付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長

年　　月　　日付けで申請があった田原市合宿宿泊費助成金について、次のとおり決定します。

１　決定の内容
金　　額　　円

２　交付の条件
田原市補助金交付要綱及び田原市合宿宿泊費助成金交付要綱を遵守すること。

様式第５号（第８条関係）

田原市合宿宿泊費助成金変更等承認申請書

年　　月　　日

田原市長　　殿

団体住所
団体名
代表者氏名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号により助成金の交付決定を受けた田原市合宿宿泊費助成金の計画を次のとおり変更等をしたいので、関係書類を添えて申請します。

１　変更等の理由

２　変更等の内容

３　変更等により増減すべき助成金の額

４　添付書類
（１）合宿変更計画書（様式第６号）
（２）その他

様式第６号（第８条関係）

合宿変更計画書

１　学校、企業等に関すること。

（１）　団体住所

（２）　団体名（学校、企業等の名称及び部、クラブ等の名称）

（３）　宿泊期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

（　　泊　　日）　　人

（４）合宿参加人数

人　　（うち市外在住者　　人）

（５）延べ宿泊数（宿泊日数×合宿参加人数）

泊　　（うち市外在住者に係るもの　　泊）

（６）宿泊費用

円　　（うち市外在住者に係るもの　　円）

（７）代表者連絡先

住所

氏名

電話番号等

メールアドレス

２　宿泊先に関すること。

（１）　住所　愛知県田原市

（２）　名称

３　合宿時に使用する施設名

（注）本様式は、変更した項目のみご記入ください。

様式第７号（第９条関係）

田原市合宿宿泊費助成金変更等承認通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長

年　　月　　日付けで変更等の承認申請があった田原市合宿宿泊費助成金について承認します。

変更等内容

様式第８号（第１０条関係）

田原市合宿宿泊費助成金実績報告書

年　　月　　日

田原市長　　殿

団体住所
団体名
代表者氏名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号により交付の決定を受けた田原市合宿宿泊費助成金に係る合宿が終了したので、関係書類を添えて報告します。

１　合宿実施期間

年　　月　　日（　）から　　年　　月　　日（　）まで

２　参加人数及び延べ宿泊数（市外在住者に係るものをうち書き）

３　添付書類
（１）合宿実施報告書（様式第９号）
（２）宿泊証明書（様式第１０号）
（３）その他市長が必要と認める書類

様式第９号（第１０条関係）

合宿実施報告書

１　学校、企業等に関すること。

（１）　団体住所

（２）　団体名（学校、企業等の名称及び部、クラブ等の名称）

（３）　合宿の趣旨、実施内容

（４）　宿泊期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

（　　泊　　日）　　人

（５）　合宿参加人数

人（うち市外在住者　　人）

（６）　延べ宿泊数（宿泊日数×合宿参加人数）

泊（うち市外在住者に係るもの　　泊）

（７）　宿泊費用

円（うち市外在住者に係るもの　　円）

２　合宿時に使用した施設名

様式第１０号（第１０条関係）

宿　泊　証　明　書

年　　月　　日

宿泊施設	所在地 名　称 経営する者の氏名 （名称及び施設支配人等氏名）　　印

下記のとおり宿泊があったことを証明します。

記

団体名	
宿泊期間	年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日 （　） （　　泊　　日）
延べ宿泊数	泊
宿泊費用	円

様式第１１号（第１１条関係）

田原市合宿宿泊費助成金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

田原市長

年　　月　　日付けで報告があった田原市合宿宿泊費助成金について、次のとおり確定します。

確定した助成金額　　円

様式第１２号（第１２条関係）

田原市合宿宿泊費助成金請求書

年　　月　　日

田原市長　　殿

団体住所
団体名
代表者氏名
電話番号

田原市合宿宿泊費助成金の交付について、下記のとおり請求します。

記

金　　円

口座振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	本店 支店 （店番　　）
口座種別	普通　・　当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		